

- ④利用者の財物を紛失、破損又は盗難される事故
- ⑤不当な身体拘束による自由の侵害又は名誉毀(き)損
 - 口頭・文章・図画・映像又はそれらに類する表示行為による名誉毀損又はプライバシー侵害
- ⑥業務中に職員又はボランティア等がケガをした
- ⑦借店舗の壁などを壊してしまった
- ⑧利用者が什器備品を壊してしまった
- ⑨職員が利用者の金品を盗んだ
- ⑩利用者の個人情報流出し、利用者に精神的苦痛を与えた
- ⑪業務中の事故により職員が死亡し、家族から訴えられた
- ⑫送迎中に起こした事故の補償(自動車任意保険とは別の保障)
 - 他にも様々な補償内容はあると思いますが、事故に対する補償内容・補償額等、「費用が支払われると思っていたのに・・・」
 - このようなトラブルにならないよう、保険会社との確認をお忘れなく。

第9章 障害児者虐待とは

◎障害児者虐待とは次の3つをいう

★養護者による虐待

- ・障害児者の生活を養護する保護者・親族・同居人等による虐待

★障害児者福祉施設従事者等による虐待

- ・障害児者が利用する福祉施設・福祉サービス等の従業員等による虐待

★使用者による虐待

- ・障害児者を雇用する者等(事業者)による虐待

1. 養護者による虐待

- ・障害児者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・わいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
- ・心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による「わいせつ・暴力・減食等の行為の放置」又その行為を黙認する事。その他の養護者としての監護を著しく怠ること
- ・著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、暴力、同居する家庭における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は同居人による暴力、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動、その他の著しい身体的外傷を与える言動を行うこと
- ・養護者又は障害児者の親族が当該障害児者の財産を不当に処分すること
- ・その他当該障害児者から不当に財産上の利益(障害年金・給与等)を得ること

★ 養護者による虐待（具体的例）

- ・ 兄弟、姉妹と違う食事(偏食除く)の提供および食事の量を減らし成長の妨げになる行為を行う
- ・ 身体に沿わない衣服(あきらかに小さい服、破れた服など)の提供し心理的苦痛を与える行為を行う
- ・ 放置(一人だけ電気も付いていない家の中に置き、他の家族だけで食事や買い物に行く行為を行う
- ・ 暴力行為(食事が遅い言うことを聞かない)などを理由に殴る、蹴るという行為を行う
- ・ 暴言(産むんじゃなかった・死んだらいいのに)などの精神的苦痛を与える行為を行う

★養護者の負担の軽減を図るための支援として

- ・ 家庭の中で発生する障害児者虐待の場合は、養護者が障害の特性についての知識が不足して適切な対応ができなかったり、介護疲れからストレスを抱えていたりするなど、養護者にかかる重い負担が虐待の要因となっていることがあります。
- ・ このような場合には、市町村の障害者福祉担当部局が関わり、養護者の介護負担の軽減のための相談、指導及び助言などの支援を行ってもらうことができます。
- ・ 例えば、障害児者福祉施設の短期入所(ショートステイ)や通所サービス、ホームヘルパーの派遣、移動支援事業などの利用につなげたり、家族会への参加やカウンセリングの利用を勧めるなどにより、負担の軽減を図る支援を行ってもらうことができます。

2. 障害児者福祉施設従事者による虐待

- ・ 障害児者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
正当な理由なく障害児者の身体を拘束すること(本人に危険が及ぶと思われる場合等の緊急時を除く)
- ・ 障害児者にわいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
- ・ 障害児者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害児者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・ 障害児者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること
- ・ 当該障害児者福祉施設を利用施設する他の障害児者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害児者による「わいせつ・暴力・拘束等」の行為を黙認すること
- ・ その他の障害児者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ・ 障害児者の財産(家屋・資産等)を不当に処分すること
- ・ その他障害児者から不当に財産上の利益(障害年金・給与等)を得ること

- ・障害児者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修（人権・虐待防止）の実施を行うものとする。
- ・当該障害児者福祉施設に入所、又は利用、当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害児者（利用する人）及びその家族からの苦情の処理の体制の整備（苦情窓口の開設等）を行うものとする。
- ・その他の障害児者福祉施設従事者等による障害児者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする

3 使用者（障害児者を雇用する者）による障害児者虐待

- ・障害児者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・正当な理由なく障害児者の身体を拘束すること（本人に危険が及ぶと思われる場合等の緊急時を除く）
- ・障害児者にわいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
- ・障害児者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害児者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・当該事業所に使用される他の労働者による「わいせつ・暴力・拘束等」の行為を黙認すること
- ・障害児者の財産（家屋・資産等）を不当に処分すること
- ・その他障害児者から不当に財産上の利益（障害年金・給与等）を得ること

- ・障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施（人権・虐待防止等）を行うものとする。
- ・当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備（苦情窓口の開設等）を行うものとする。
- ・その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする
- ・養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害児について行われるものを除く）を受けたと思われる障害児者を発見した者は速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

第 10 章 虐待に値する行為とは

◎自分がされたら嫌なことを障害児者にしてはいけない。常に相手の立場で適切な支援を心がけましょう

★障害児者虐待の類型は、次の 5 つ（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる）

1. 身体的虐待

※障害児者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な